

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	工事仕様書	
	性別による分類	個別仕様書	
物品番号		施 - 工 - 16	
品名 又は 件名	変圧器等更新工事	承認	令和8年5月15日
		作成	令和8年5月15日
		改正	
		作成部隊名	基地業務群 施設隊

1 総則

この仕様書は、防府南基地において実施する変圧器等更新工事に適用する。

2 工事に関する要求

(1) 工事場所

航空自衛隊防府南基地（図面番号1 / 12案内図のとおり。）

(2) 工事概要

変圧器20台及び高圧負荷開閉器6台を更新する。

(3) 工期

契約締結日～令和9年3月31日

(4) 工事内容

工事種別	内容	数量	図面番号	備考
改修電気 設備工事 (撤去)	1 撤去工事			総重量・寸法
	(1)油入変圧器6kV単相30kVA (#144キュービクル)	1	1/12 2/12	125kg 370×485×640mm
	(2)油入変圧器6kV 3相75kVA (#144キュービクル)	1	1/12 2/12	315kg 670×440×905mm
	(3)油入変圧器6kV単相100kVA (#132キュービクル)	1	1/12 3/12 11/12	295kg 610×520×945mm
	(4)油入変圧器6kV 3相150kVA (#132キュービクル)	1	1/12 3/12 11/12	490kg 810×610×1040mm
	(5)油入変圧器6kV単相75kVA (#116キュービクル)	1	1/12 4/12 11/12	245kg 555×440×905mm
	(6)油入変圧器6kV 3相100kVA (#116キュービクル)	1	1/12 4/12 11/12	360kg 670×505×950mm
	(7)油入変圧器6kV単相20kVA (#149キュービクル)	1	1/12 5/12 11/12	99kg 345×440×620mm

改修電気  
設備工事  
(撤去)

(8)油入変圧器6kV 3相50kVA (#149キュービクル)	1	1/12 5/12 11/12	220kg 535×485×720mm
(9)油入変圧器6kV単相150kVA (#143キュービクル)	1	1/12 6/12	400kg 690×640×1045mm
(10)油入変圧器6kV 3相50kVA (#143キュービクル)	1	1/12 6/12	230kg 520×460×820mm
(11)油入変圧器6kV単相150kVA (#141キュービクル)	1	1/12 7/12	400kg 700×640×1040mm
(12)油入変圧器6kV 3相150kVA (#141キュービクル)	1	1/12 7/12	490kg 810×640×1040mm
(13)油入変圧器6kV 3相200kVA (#137キュービクル)	1	1/12 8/12	610kg 920×650×1110mm
(14)油入変圧器6kV単相50kVA (#151キュービクル)	2	1/12 9/12	180kg 530×410×710mm
(15)油入変圧器6kV 3相75kVA (#151キュービクル)	2	1/12 9/12	305kg 665×570×860mm
(16)油入低圧スコット変圧器20kVA (#151キュービクル)	1	1/12 9/12	270kg 545×540×745mm
(17)油入変圧器6kV単相75kVA (#124キュービクル)	1	1/12 10/12	260kg 600×495×965mm
(18)油入変圧器6kV 3相150kVA (#124キュービクル)	1	1/12 10/12	480kg 800×620×1130mm
(19)高圧負荷開閉器 (100A)	1	1/12 12/12	柱上撤去
(20)高圧負荷開閉器 (200A)	5	1/12 12/12	柱上撤去
2 電力設備工事			設置場所キュービクル
改修電気 設備工事 (取付)			
(1)油入変圧器6kV単相20kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	1	1/12 5/12 11/12	#149キュービクル
(2)油入変圧器6kV単相30kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	1	1/12 2/12	#144キュービクル
(3)油入変圧器6kV単相50kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	2	1/12 9/12	#151キュービクル
(4)油入変圧器6kV単相75kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	2	1/12 4/12 10/12 11/12	#116キュービクル #124キュービクル

改修電気 設備工事 (取付)	(5)油入変圧器6kV単相100kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	1	1/12 3/12 11/12	#132キュービクル	
	(6)油入変圧器6kV単相150kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	2	1/12 6/12 7/12	#143キュービクル #141キュービクル	
	(7)油入変圧器6kV 3相50kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	2	1/12 5/12 6/12 11/12	#149キュービクル #143キュービクル	
	(8)油入変圧器6kV 3相75kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	3	1/12 2/12 9/12	#144キュービクル #151キュービクル×2台	
	(9)油入変圧器6kV 3相100kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	1	1/12 4/12 11/12	#116キュービクル	
	(10)油入変圧器6kV 3相150kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	3	1/12 3/12 7/12 10/12 11/12	#132キュービクル #141キュービクル #124キュービクル	
	(11)油入変圧器6kV 3相200kVA 2次電圧210/105V 省エネ基準第3次判断基準適用品	1	1/12 8/12	#137キュービクル	
	(12)油入低圧スコット変圧器20kVA 2次電圧210/105V	1	1/12 9/12	#151キュービクル	
	(13)高圧負荷開閉器(重耐塩・GR無し) 定格電圧7.2kV 定格電流200A	6	1/12 12/12	柱上取付け	
	その他	3 産業廃棄物処理			
		(1) 運搬	1 式		絶縁油
		(2) 処分	1 式		絶縁油

### 3 品質保証

- (1) 監督官は、契約相手方の作業内容を適時確認し、作業についての監督を実施するものとする。
- (2) 検査官は、現場及び工事関係書類の確認をもって完成検査を実施するものとする。
- (3) 本工事に使用する材料は、本仕様書に基づく品質及び性能を有するものとし、J I S又はJ A Sマーク表示のない材料及びその製造業者等は次の事項を満たすものとする。
  - ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
  - ウ 安定的な供給が可能なこと。
  - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を有していること。
  - オ 製造又は施工の実績があり、その信用性があるもの。
  - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを官側に提出して承諾を受けるものとする。

#### 4 一般共通事項

- (1) 本工事の実施にあたっては、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」を適用するものとする。
- (2) 契約相手方は工事に際し、官側が示す工事関係書類を作成し、官側の承認を受けるものとする。

書類名	提出時期	備考
工事入門許可申請書	工事開始の1週間前までに	官側様式
工程表	契約締結後	任意様式
現場代理人通知書及び経歴書	契約締結後	官側様式
現場代理人変更通知書	必要の都度	官側様式
下請業者通知書	下請契約後	官側様式
施工体制台帳	下請契約後	所定様式
工事完成通知書及び工事完成検査願書	工事完成後	官側様式
主要(資材・器材)発注先通知書	発注後	官側様式
材料搬入報告書	材料搬入前までに	官側様式
納品書及び出荷証明書	材料搬入時に	任意様式
保証書及びカタログ	工事完成検査までに	任意様式
工事等写真	工事完成検査までに	任意様式
産業廃棄物処理票の写し	工事完成検査までに	—
発生材報告書	発生材集積後	官側様式
時間外作業届	実施3日前までに	官側様式
工事調整記録簿	必要の都度	官側様式
工事打合せ簿	必要の都度	官側様式
その他監督官が指示した書類	必要の都度	—

- (3) 契約相手方が下請業者と下請契約を締結した工事を行う場合は、工事の着工に先立ち、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく施工体制台帳を作成し、官側に提出するものとする。またその場合、建設業法その他の関係法令に基づく工事現場に備えるべき標識等を掲示するものとする。
- (4) 材料（再使用品を除く。）は、すべて新品とし、監督官の検査を受けたものを使用するものとする。また、本工事に係る雑材料及び消耗品は、契約相手方が準備するものとする。なお、変圧器及び高圧負荷開閉器については（一社）公共建築協会発行「電気設備機材等評価名簿（令和8年4月版）」に記載された製造者のものとする。
- (5) 契約相手方は作業経過の記録、隠ぺい箇所等の作業確認のため写真撮影をするものとする。また、写真の撮影はデジタル撮影（有効画素数100万画素以上）とし、使用材料、発生材、施工前、施工中、施工後及び監督官が示す場所を撮影し、アルバムに整理した上、提出するものとする。
- (6) 契約相手方は工事等写真提出後、デジタル撮影したデータを確実に消去するものとする。
- (7) 産業廃棄物については、関係法令に従い処分し、マニフェスト等の関係書類を官側に提出するものとする。
- (8) 発生材については、監督官の指定する場所へ運搬、集積及び計量するものとする。
- (9) 本工事に際し、建物その他器物等を破損した場合は、その一切を契約相手方において原形に復するものとする。
- (10) 契約相手方は、本工事に関わる作業において、事故防止のため安全等には万全な処置を講ずるものとする。
- (11) グリーン購入法特定調達品目を使用する際には、その一覧を官側に提出するものとする。また、判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）」によるものとする。
- (12) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏洩しないものとする。
- (13) 契約相手方は、工事の着手及び施工並び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届け出が生じた場合は遅滞なく行うものとし、この際の経費は契約相手方の負担とする。また、届け出手続き等を行う際は、届け出内容等をあらかじめ監督官に報告するものとする。
- (14) 仕様書及び図面に規定する規格等を遵守するものとし、変更を余儀なくされる場合は官側と協議し、打合せ簿に詳細を記載するものとする。
- (15) 本契約の履行にあたり使用する電気及び上下水道等のすべては、契約相手方が準備するものとする。
- (16) 本仕様書の内容に明記なき細部箇所及び不明な点については、監督官との調整によるものとする。また、疑義等が生じた場合は、契約担当官との協議によるものとする。

## 5 特記事項

- (1) 各機器の施工実施日は停電作業を伴うため監督官と調整のうえ、監督官が指定

する日に実施するものとする。なお、高圧負荷開閉器(6台)の更新については監督官が指定した日、原則1日間で実施するものとする。ただし、1日間で施工が困難な場合は監督官と調整するものとする。

- (2) 変圧器を搬出入する際に支障となるキュービクル内の障害物を一時的に取外した場合は、搬入施工後は原形に復するものとする。
- (3) 更新後の変圧器がサイズアップ等によって変圧器2次側の取付寸法が変わることにより、キュービクル内に固定された電路(銅帯等)に直接接続することが不可能な場合はこれを取外し、電線での施工を可能とする。また、床面の既設接地用銅帯等が更新後の変圧器と干渉または接触する場合も同様とする。なお、この際に必要な諸材料はすべて契約相手側の負担とする。
- (4) キュービクル内への変圧器設置の際、床等の補強が必要な場合の諸材料についてもすべて契約相手側の負担とする。
- (5) 新しく取付ける高圧負荷開閉器は施工前に、変圧器については施工後に監督官立会のもと絶縁耐力試験を実施したうえで、試験結果を書面にて提出するものとする。また、3相変圧器については施工後、監督官立会のもと相回転を確認するものとする。
- (6) 変圧器には防振ゴムを取り付けるものとする。また、高圧負荷開閉器には操作用ロープ及び「入」「切」のニギリを取付けるものとし、結線箇所には保護カバーを取付けるものとする。
- (7) 産業廃棄物等について
  - ア 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づいて適正に処分するものとする。
  - イ 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分は、以下のとおり見込んでいる。なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離、受け入れ費用及び発生概数量については官側と協議のうえ清算するものとする。以下の条件は参考値である。
    - (ア) 現場から受け入れ場所までの運搬距離  
約6km
    - (イ) 受け入れ場所での受け入れ時間帯(基準)  
8:30~11:30、13:00~17:30
    - (ウ) 受け入れ費用  
約152,560円/1式(運搬費込み。)
    - (エ) 発生概数量  
絶縁油 約1,452L(PCB含有無し。)
    - (オ) 仮置き等の条件  
処分場へ運搬するまで監督官が指定した場所に集積すること。
    - (カ) 提出書類等  
産業廃棄物等の搬出を行う際は、監督官に報告するとともに写真、マニフェスト及び関係書類を整理し、工期末までに官側に提出するものとする。
  - ウ 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、前項イによりがた

い場合は官側と協議する。

(8) その他

ア 本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事である。

イ 週休2日の考え方

(ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、28.5%（8日/28日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(イ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(ウ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

ウ 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

エ 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(ア) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保



- (イ) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (ウ) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (エ) 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

オ 工事工程の共有

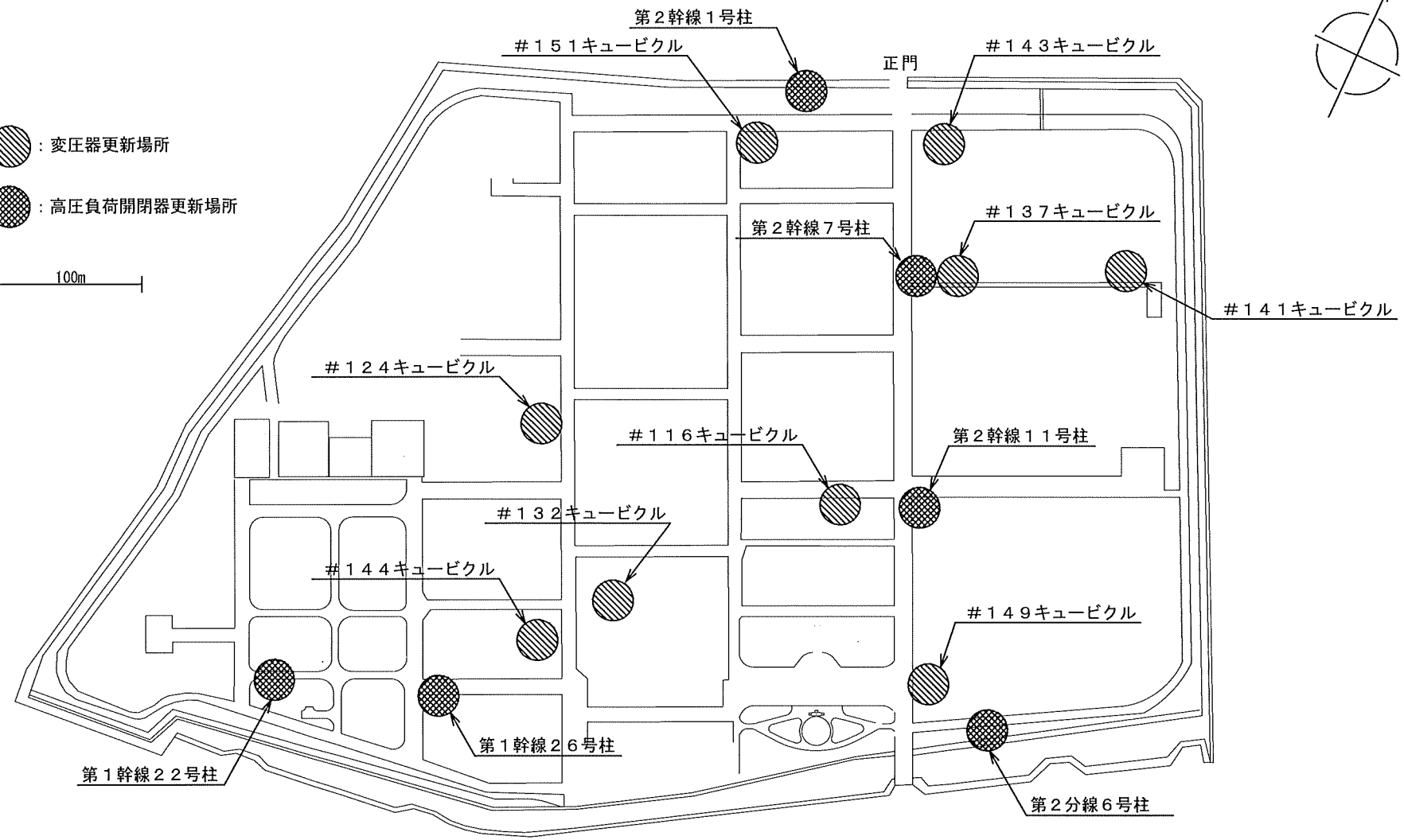
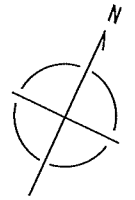
- (ア) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (イ) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (ウ) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (エ) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

カ 現場閉所の達成状況及び精査

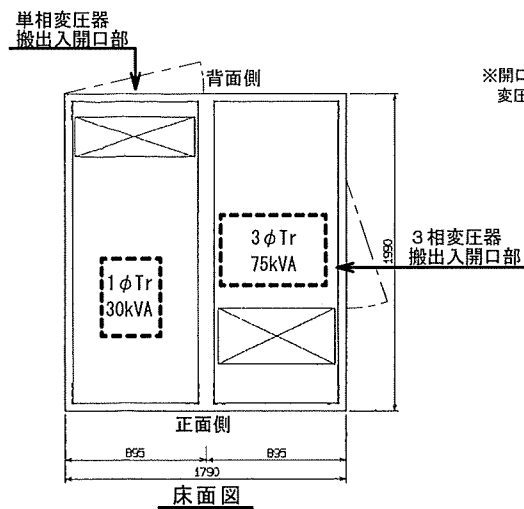
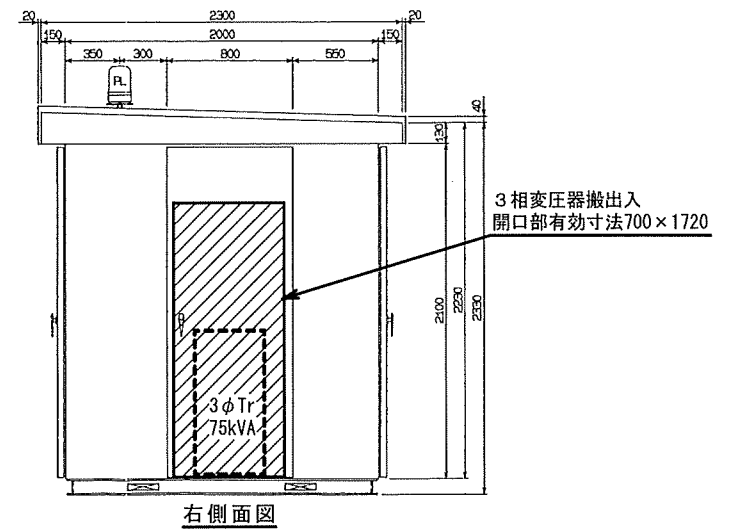
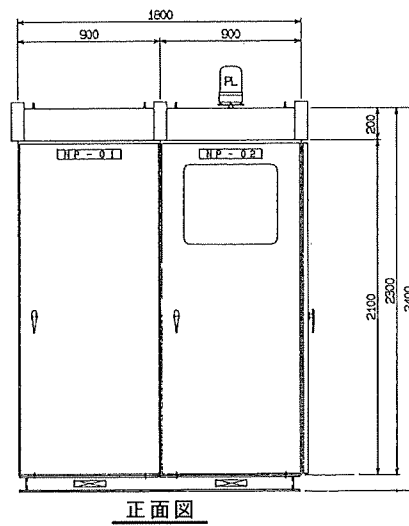
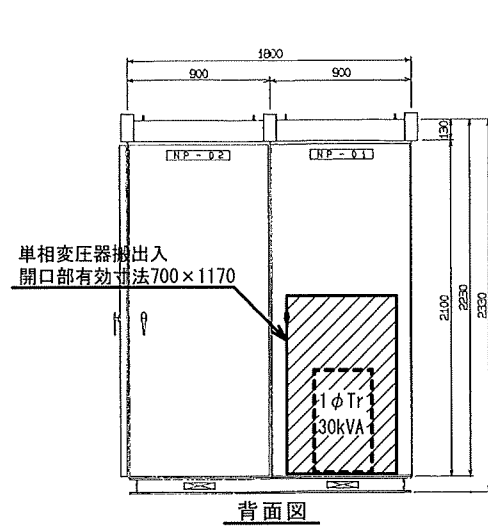
対象期間における全ての週において完全週休2日（土日）が達成できていない又は月単位の週休2日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

-  : 変圧器更新場所
-  : 高圧負荷開閉器更新場所

100m

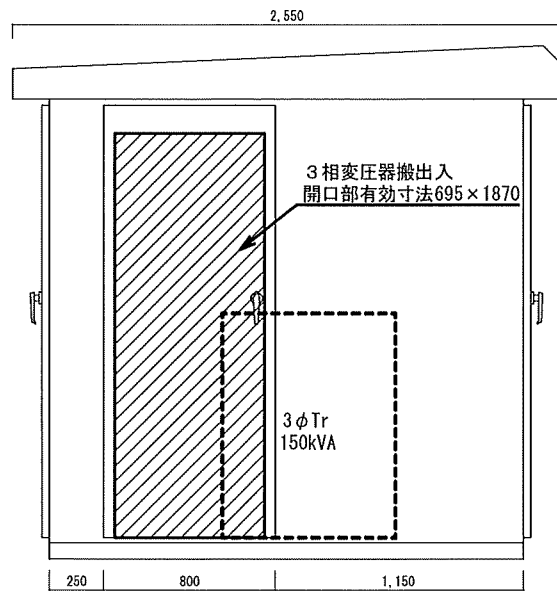


工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	1 / 12
図面名称	案内図	縮尺	



※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物(容易に脱着できる障害物は除く)までの寸法

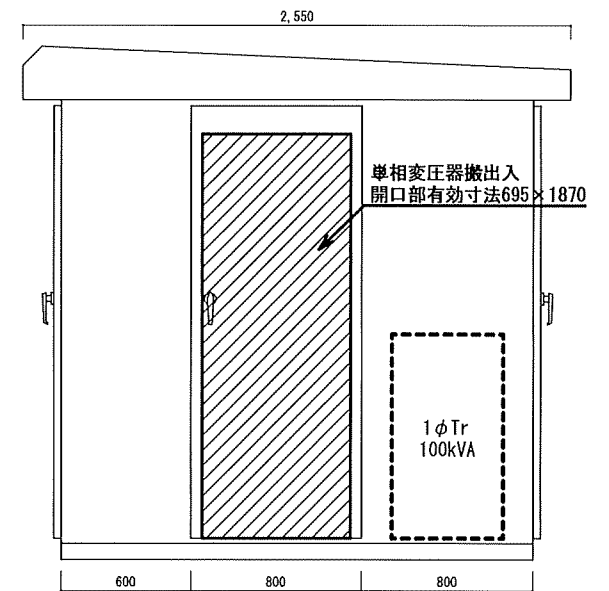
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	2 / 12
図面名称	#144キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	



左側面図

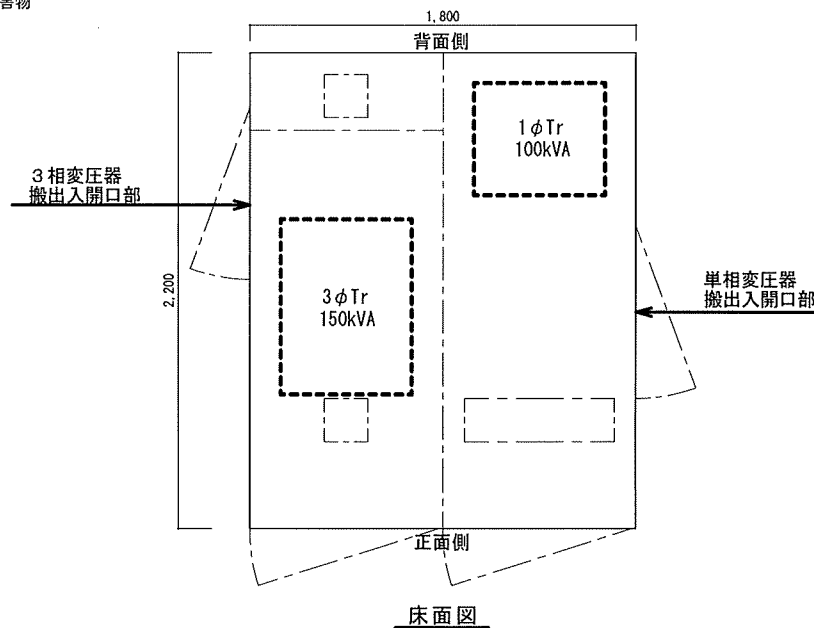


正面図



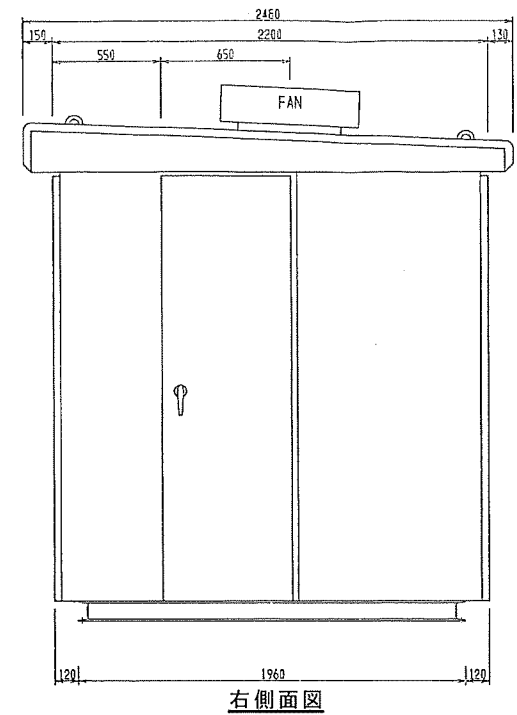
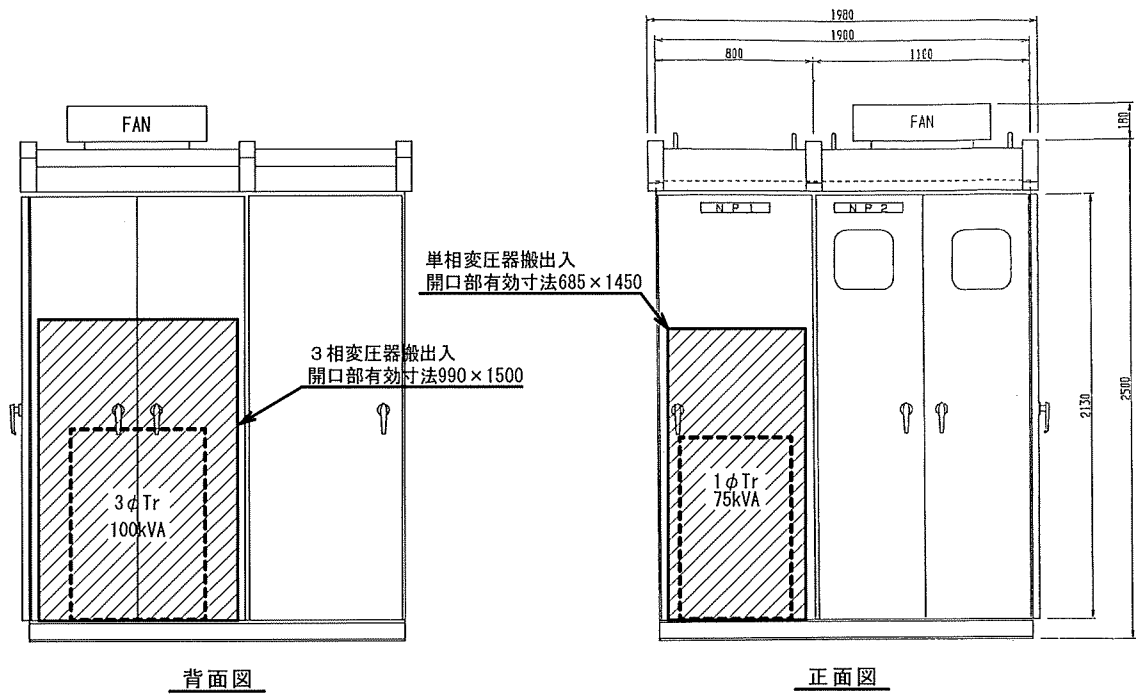
右側面図

※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法

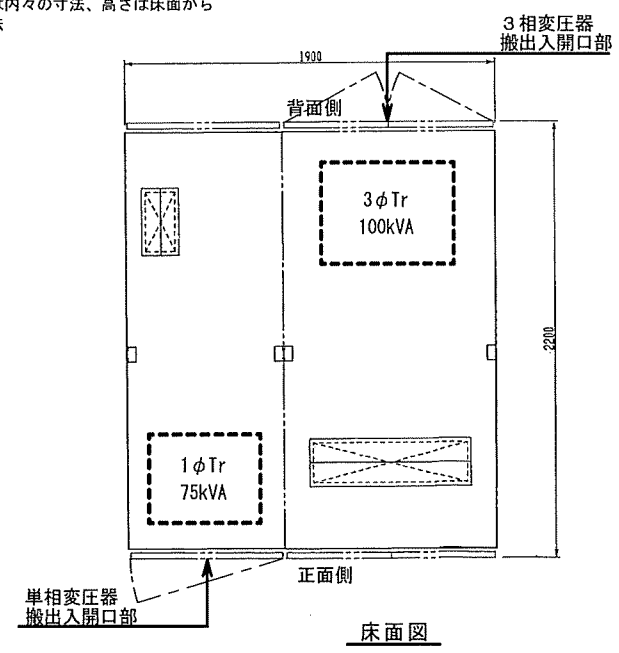


床面図

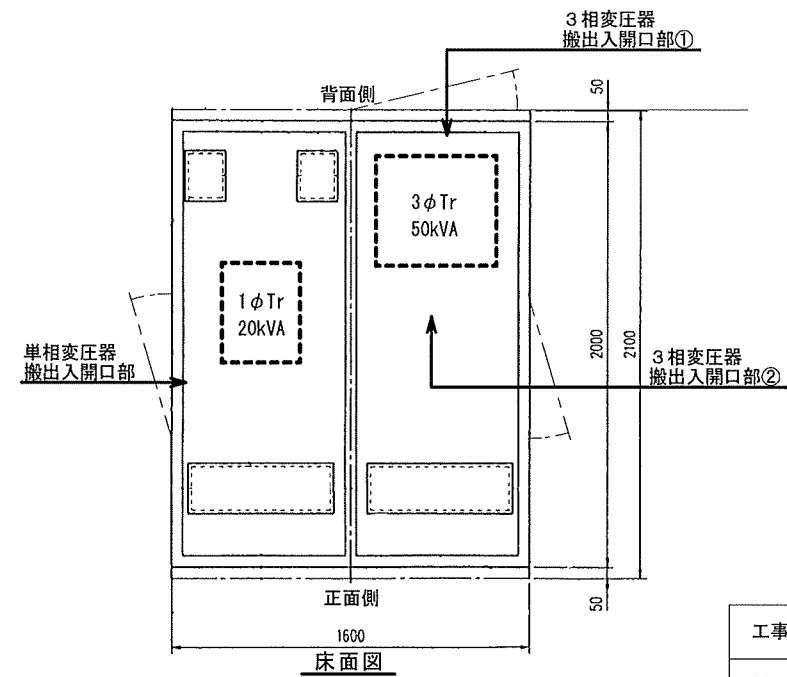
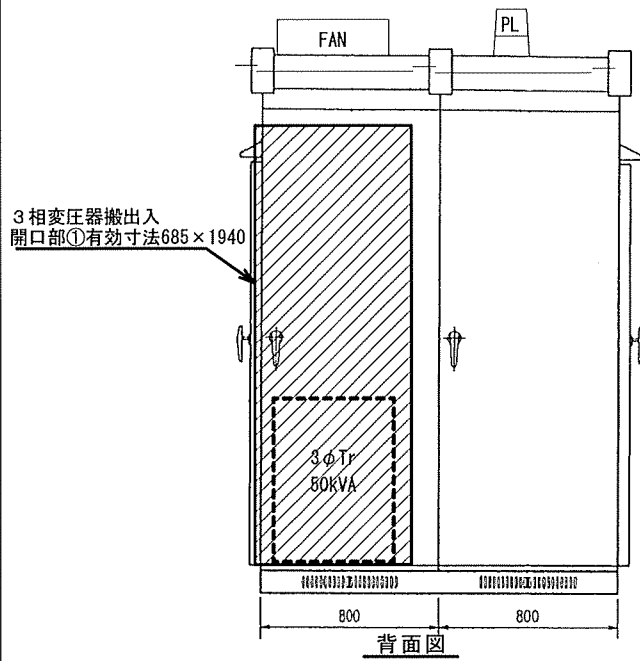
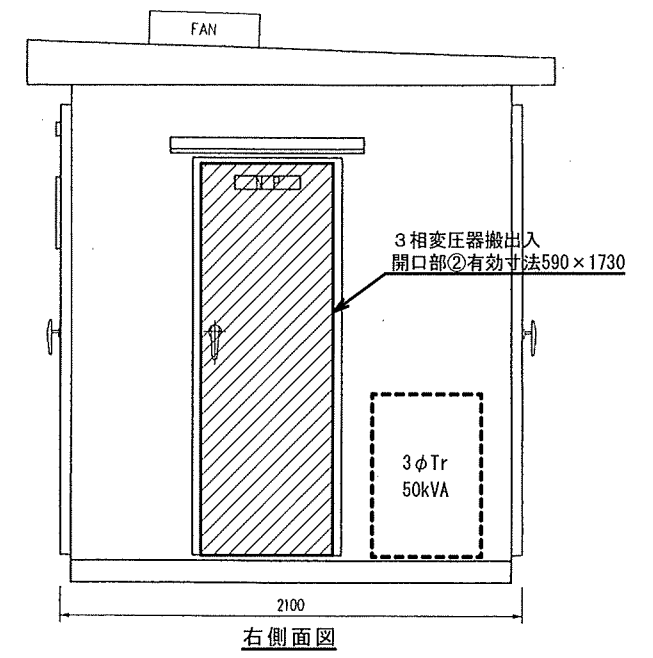
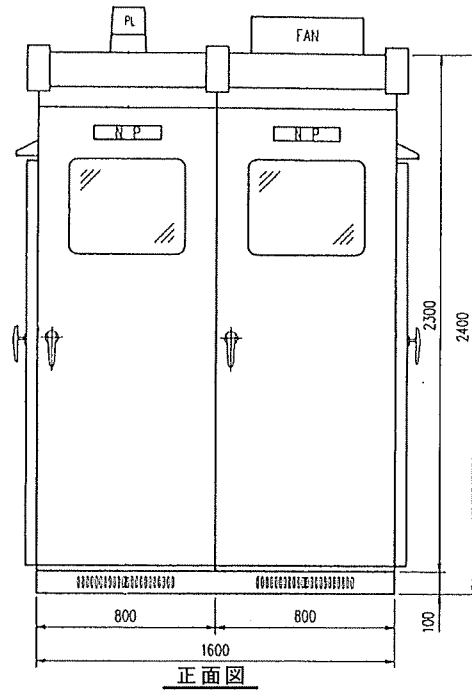
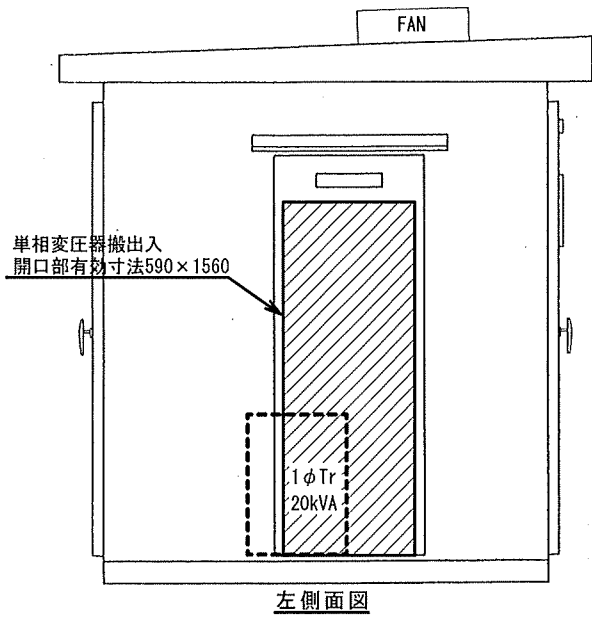
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	3 / 12
図面名称	#132キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	



※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法

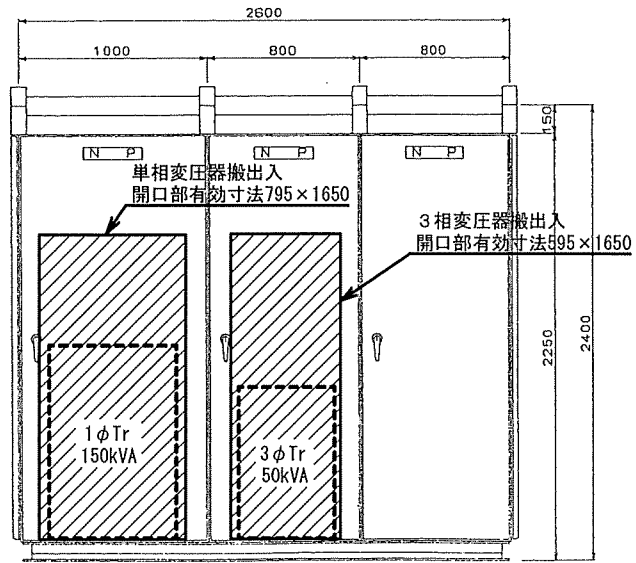


工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	4 / 12
図面名称	#116キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	

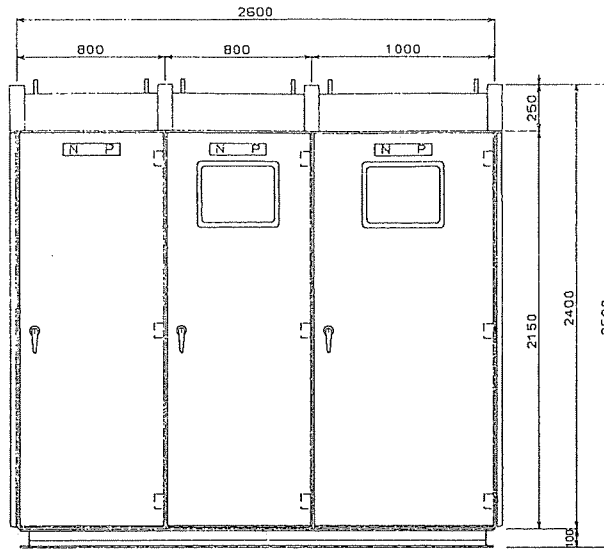


※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法

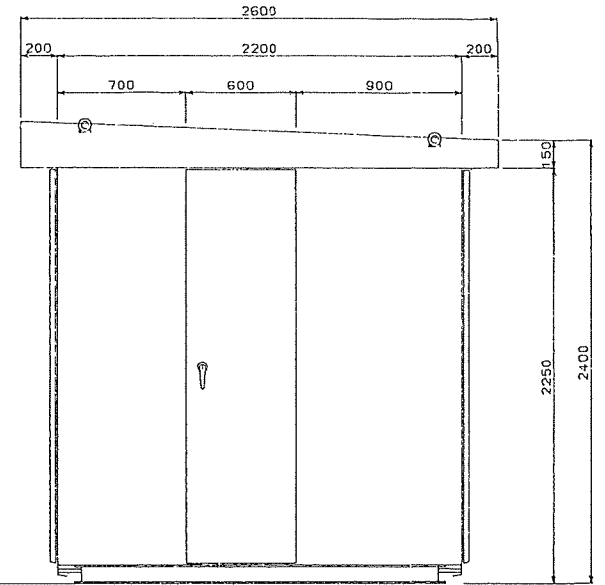
工事名	変圧器等更新工事	図面番号	5 / 12
図面名称	#149キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	



背面図

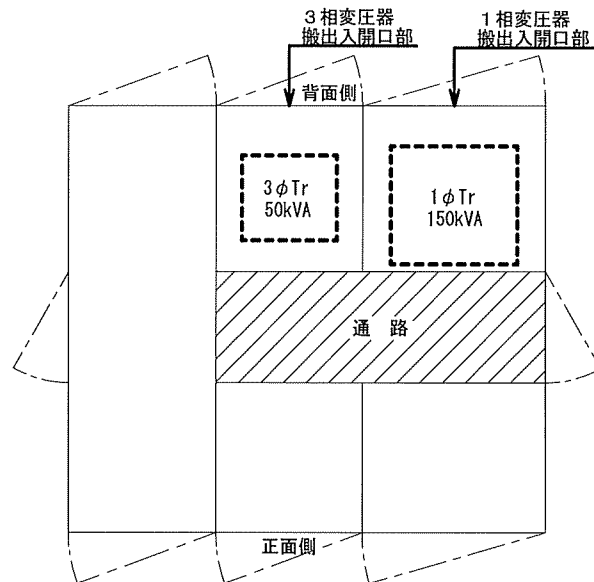


正面図



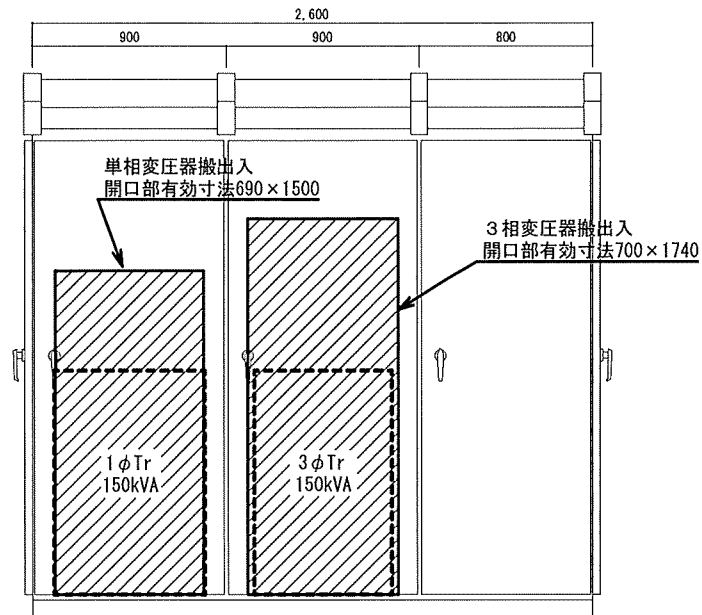
右側面図

※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法

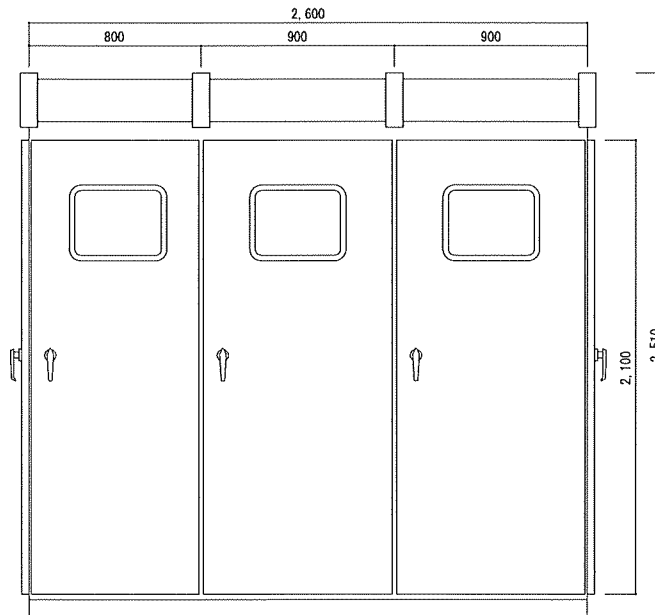


床面図

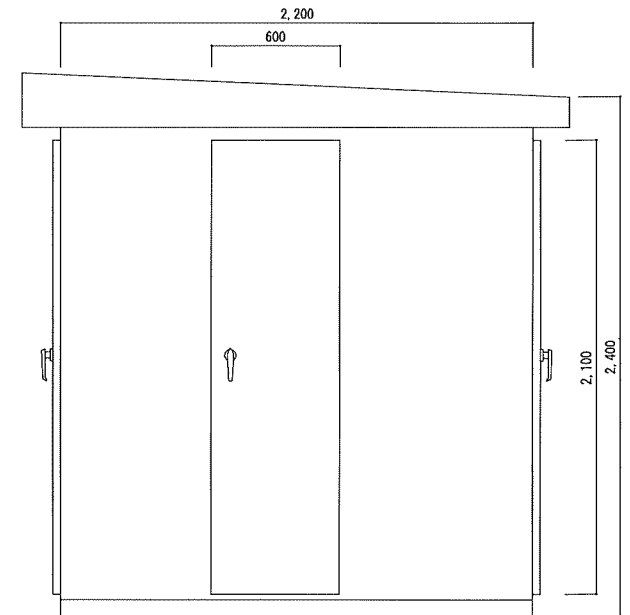
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	6 / 12
図面名称	#143キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	



背面図

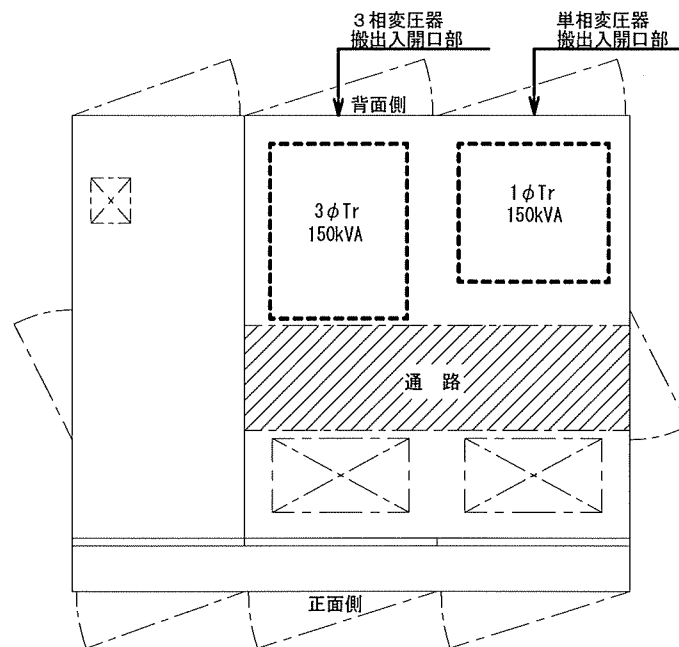


正面図



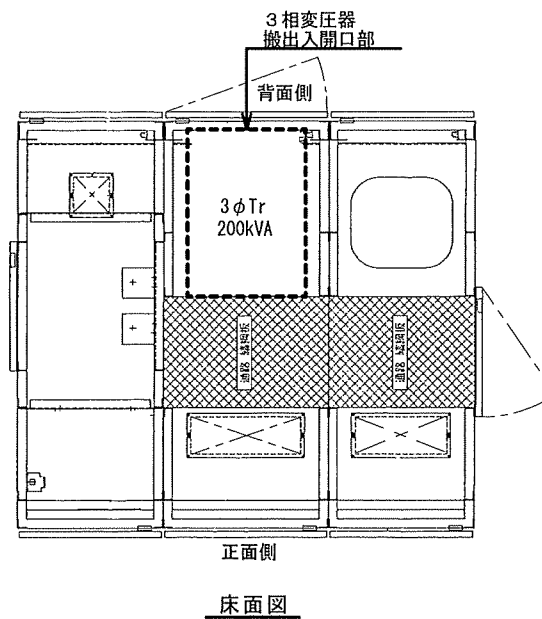
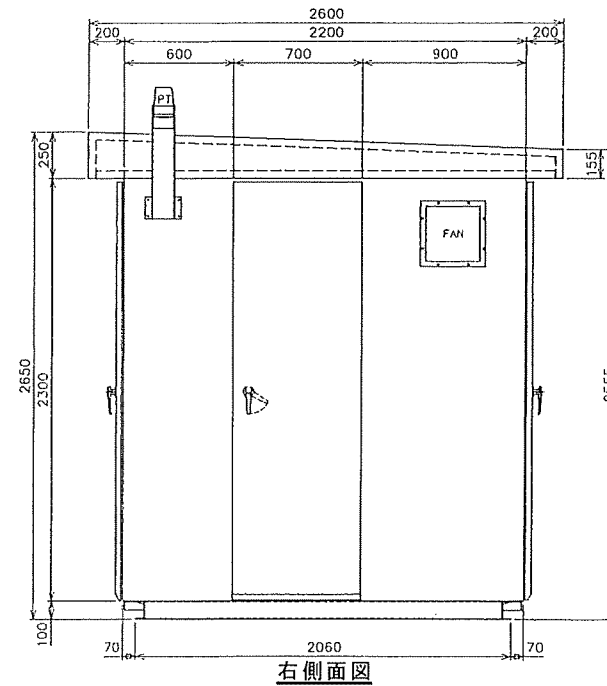
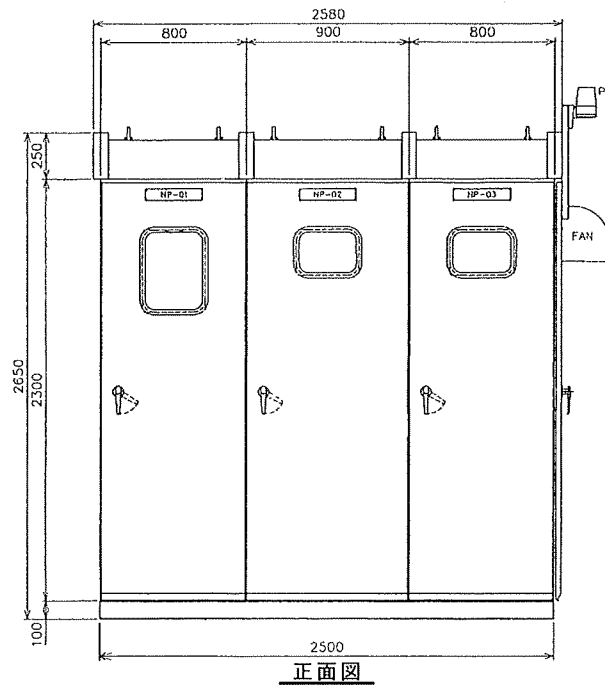
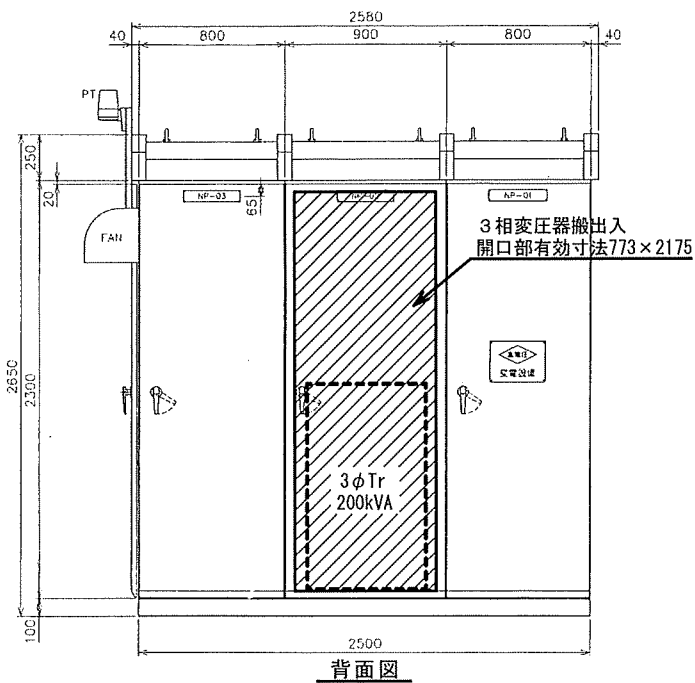
右側面図

※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法



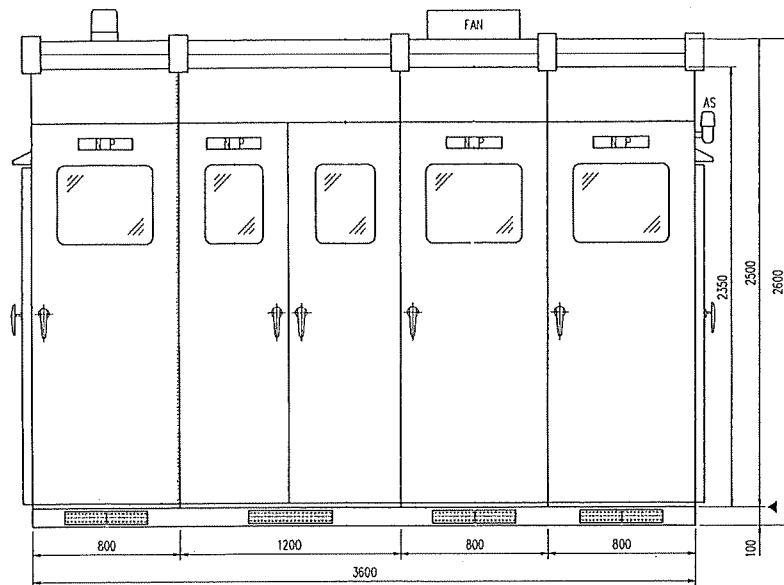
床面図

工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	7 / 12
図面名称	#141キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	

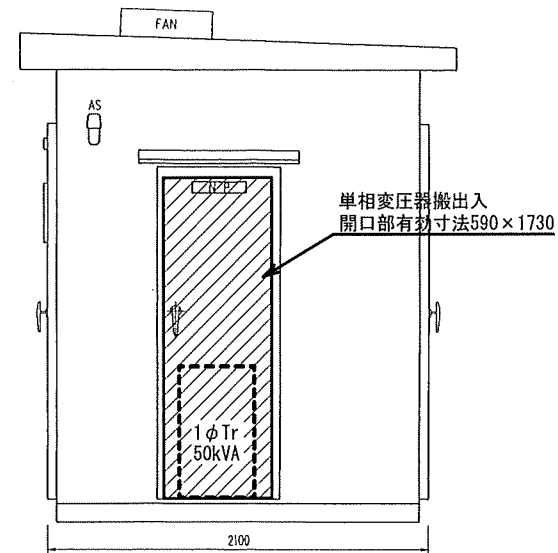


※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、  
 横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物  
 (容易に脱着できる障害物は除く)までの寸法

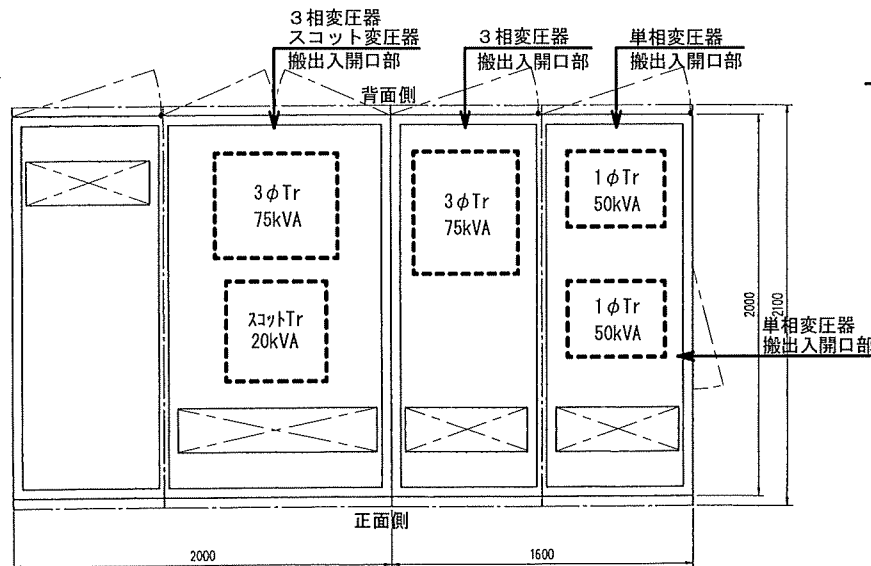
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	8 / 12
図面名称	#137キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	



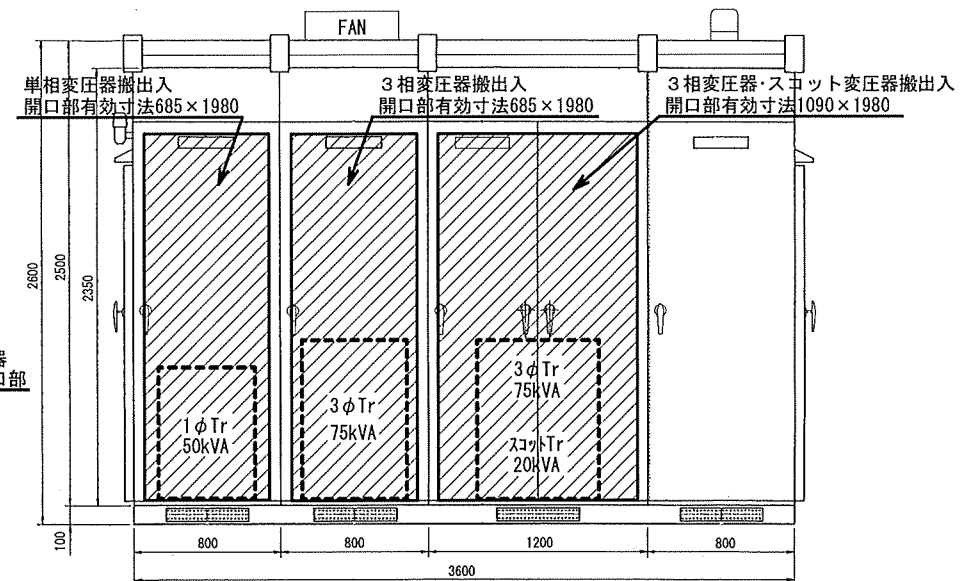
正面図



右側面図



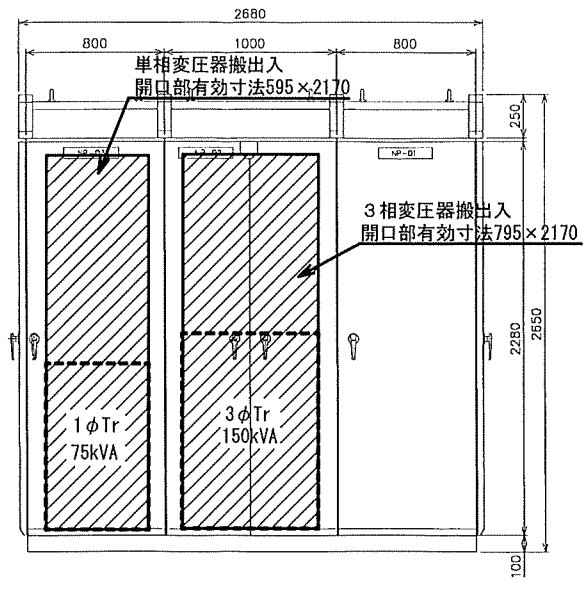
床面図



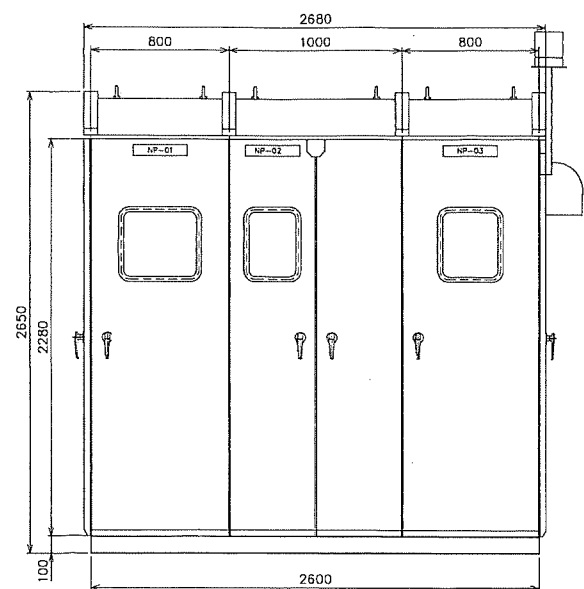
背面図

※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法

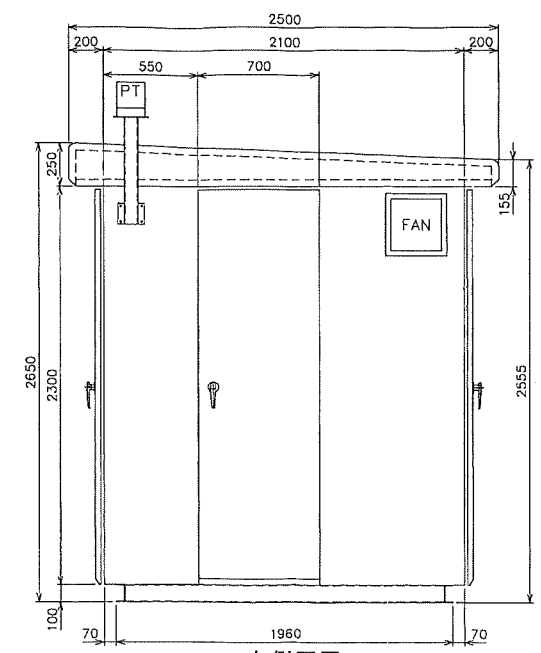
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	9 / 12
図面名称	#151キュービクル姿図 (更新変圧器配置図)	縮尺	



背面図

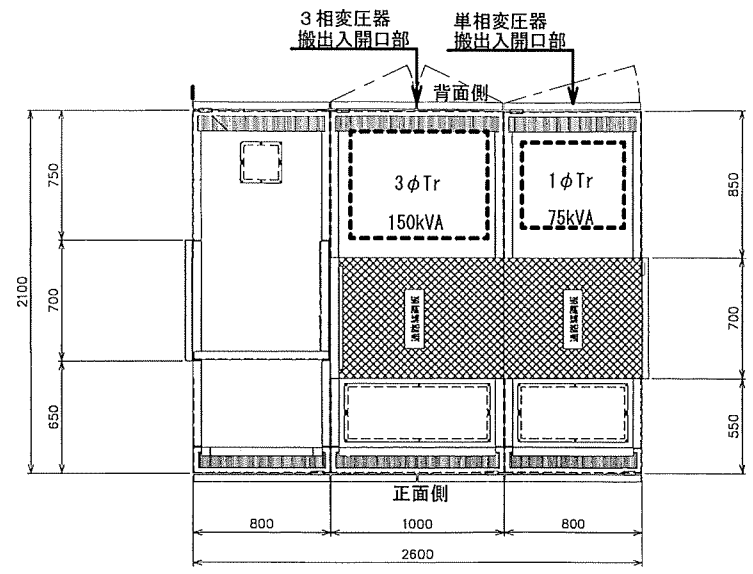


正面図



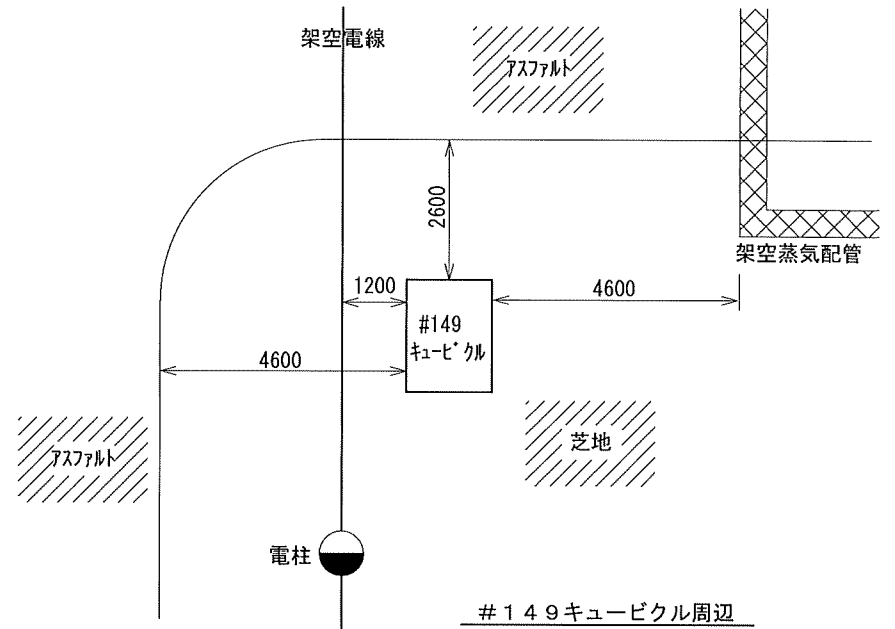
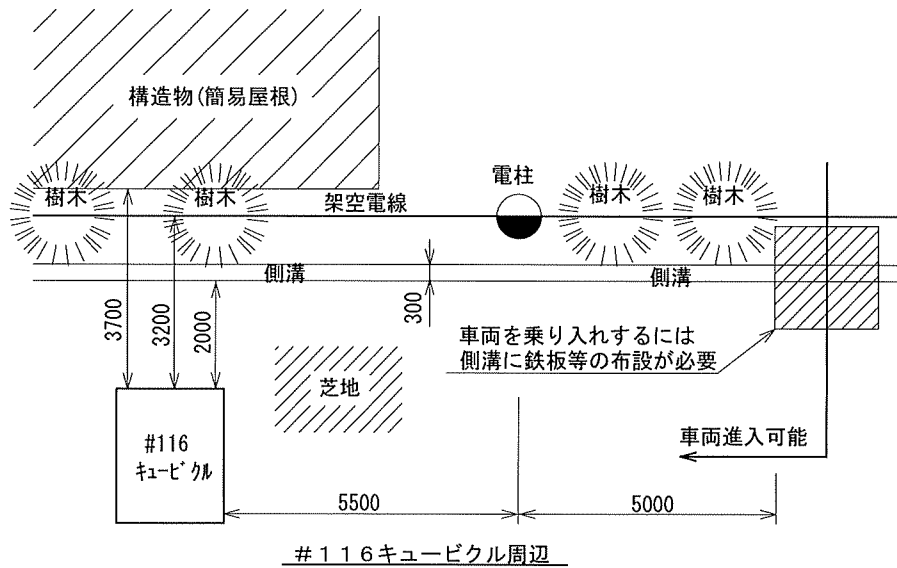
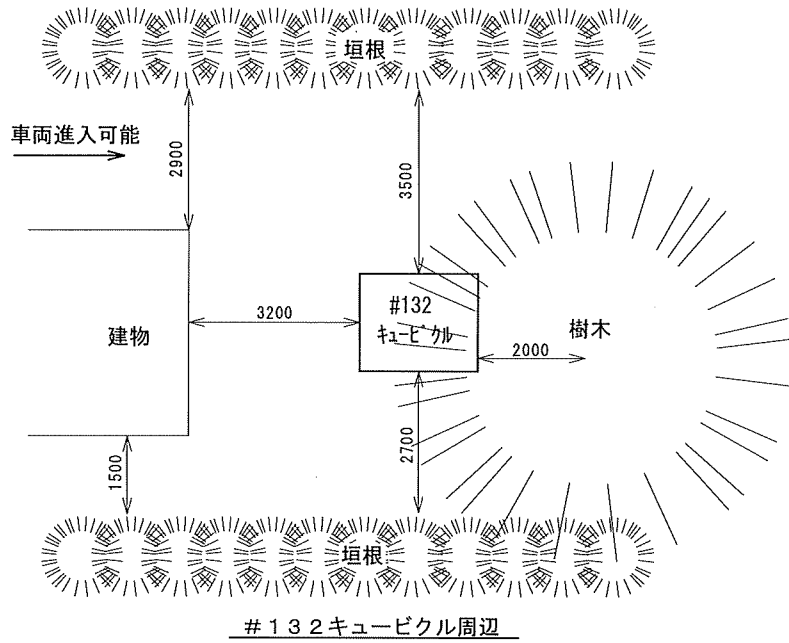
右側面図

※開口部有効寸法とは、キュービクルの扉を開いた状態の開口部において、横幅は内々の寸法、高さは床面から変圧器の搬出入に支障がある障害物（容易に脱着できる障害物は除く）までの寸法

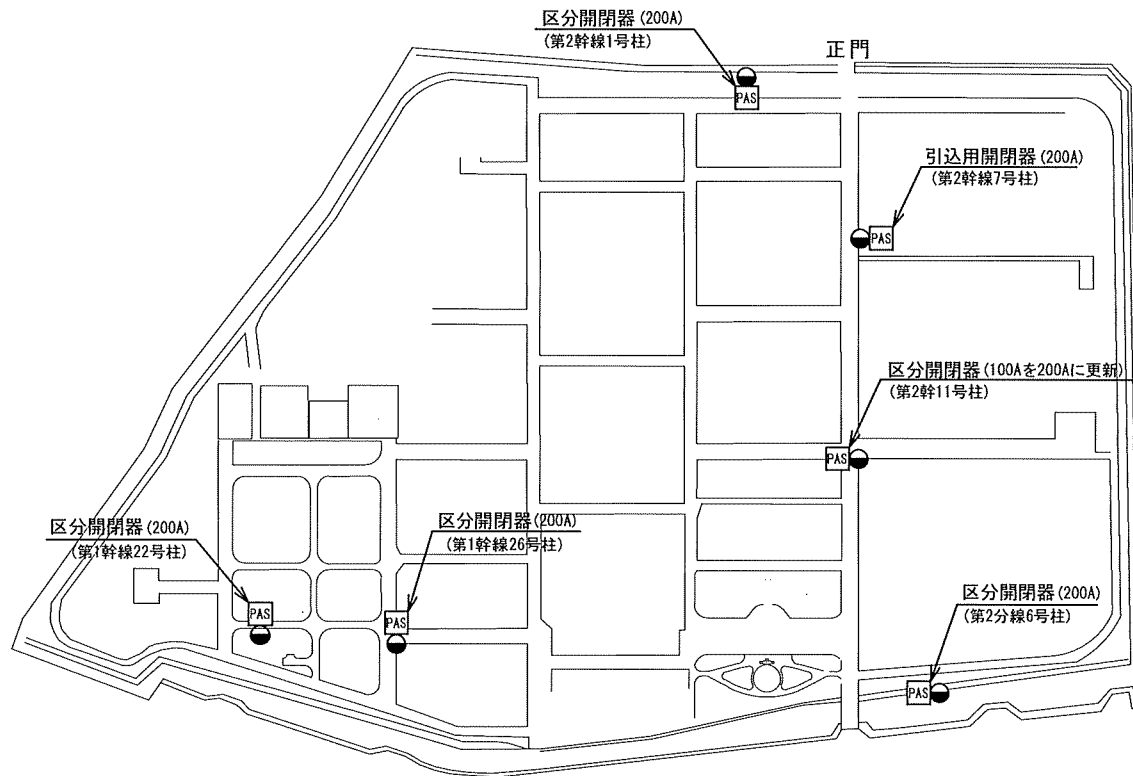


床面図

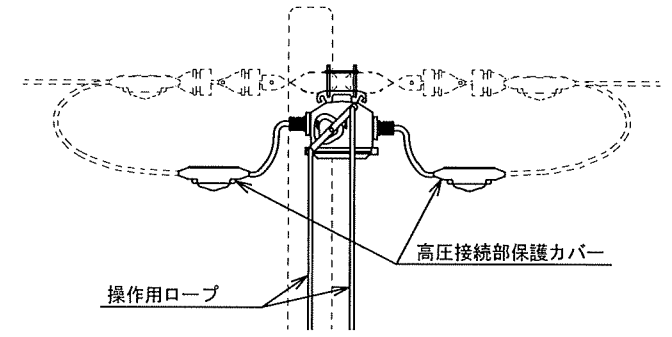
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	10/12
図面名称	#124キュービクル (更新変圧器配置図)	縮尺	



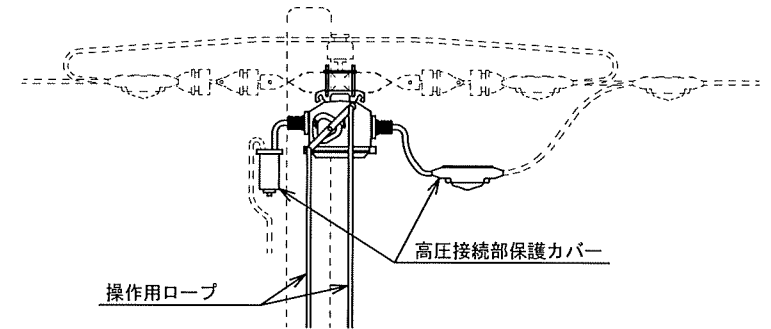
工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	11/12
図面名称	キュービクル周辺参考図	縮尺	



更新高圧負荷開閉器配置図



区分開閉器姿図



引込用開閉器姿図

※備考

新しく取付ける高圧負荷開閉器はすべて、定格電圧7.2kV、定格電流200A、重耐塩仕様、GR無しとする。  
 操作用ロープ及び「入」「切」のニギリを取付ける。  
 高圧電線との結線箇所には保護カバーを取付ける。  
 電柱の地上高さは概ね10m~12m  
 全ての施工場所において高所作業車の乗り入れ可能

工事等名	変圧器等更新工事	図面番号	12 / 12
図面名称	更新高圧負荷開閉器配置図及び姿図	縮尺	